

【高崎市版】週休2日制現場の実施要領（案）
（営繕工事は除く）

（主旨）

第1条 本要領は、建設現場における週休2日制の定着を促し、建設産業の「働き方改革の推進」及び「担い手の長期的な確保・育成」を目的とする「週休2日制現場」の実施に関し、必要な事項を定める。

（種類）

第2条 週休2日制現場は、次の2種類により実施するものとする。

（1）「現場閉所による週休2日制現場」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の現場閉所（現場閉所）」のいずれかをいう。

（2）「交替制による週休2日制現場」

対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行った状態をいう。

なお、「交替制による週休2日制現場」については、当面の間、試行として実施する。

（現場閉所による週休2日制現場）

第3条 「現場閉所による週休2日制現場」の実施にあたっては、次のとおりとする。

1 対象工事

原則として、全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事は対象外とし、対象外工事の発注にあたっては、施工条件の明示にその理由を記載するものとする。

- ・災害応急復旧などの緊急対応を要する工事
- ・工事内容等の特性により、週休2日の確保が困難と認められる工事
- ・現場施工に必要な実日数が7日未満と想定される短期間の工事

2 用語の定義

（1）「対象期間」

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始の6日間、夏季休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

（2）「工事着手日」

工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む）の初日をいう。（群馬県土木工事標準仕様書1-1-1-2「30. 工事着手日」参照）

（3）「現場閉所」

現場に従事する技術者及び技能労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所での書

類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等の他現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所されていれば、現場閉所となる。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。

(4) 「完全週休2日（土日）」

原則として、対象期間における全ての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(5) 「月単位の週休2日（現場閉所）」

対象期間における全ての月において、4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

3 現場閉所の考え方

- 1) 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。
- 2) 受注者は、1) で定めた閉所日において、当該現場に従事する全ての技術者及び技能労働者が休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。
- 3) 「完全週休2日（土日）」、「月単位の週休2日（現場閉所）」の達成状況は、以下により確認する。

① 「完全週休2日（土日）」

達成状況は、対象期間内の週休2日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（4週÷4週/月）にて達成とする。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日もしくは日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日もしくは日曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

② 「月単位の週休2日（現場閉所）」

達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（8日÷28日）以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

4 発注方式

発注方式は、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。

(1) 「発注者指定型」

発注者が発注時に「現場閉所による週休2日制現場」を行うことを指定する工事をいう。

- 1) 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に「現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）」であることを記載し、発注手続きを行うこととする。

(記載例) 当工事は、「現場閉所による週休2日制現場(発注者指定型)の実施対象工事」である。「週休2日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、〇日を見込んでいる。

2) 当初予定価格から、「完全週休2日(土日)」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

3) 達成状況を確認後、「完全週休2日(土日)」に満たないものは、補正分を減額変更する。

(2) 「受注者希望型」

契約後、受注者が「現場閉所による週休2日制現場」の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

1) 実施対象工事の発注にあたり、施工条件明示に「現場閉所による週休2日制現場(受注者希望型)」であることを記載し、発注手続きを行うこととする。

(記載例) 当工事は、「現場閉所による週休2日制現場(受注者希望型)の実施対象工事」であるため、「週休2日制現場の実施要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ簿に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、〇日を見込んでおり、週休2日制現場の適用を希望しない場合でも、この日数は短縮しないものとする。

2) 発注者指定型同様、当初予定価格から「完全週休2日(土日)」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで、予定価格を作成するものとする。

3) 達成状況を確認後、「完全週休2日(土日)」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「現場閉所による週休2日制現場」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。

5 実施方法

1) 「現場閉所による週休2日制現場」の受注者は、工事着手までに速やかに、土曜日並びに日曜日を基本とする4週8休以上の休日(現場閉所)を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の場合、受注者は、受注後速やかに工事打合せ簿により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出を行うこととする。

2) 工事工程表は、別添様式1により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表と同一とする。

3) 発注者は、「現場閉所による週休2日制現場」の取組みにより、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」第21条の規定により、週休2日制現場を取組むために必要な日数分の工期延長を行うものとする。

4) 受注者は、対象期間中「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、現場閉所日を振り返ることができるものとする。

5) 現場閉所日の振り替えについては、次によるものとする。

① 「完全週休2日(土日)」

受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。

②「月単位の週休2日（現場閉所）」

受注者は、設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

6) 降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により作業予定日に計画外の現場閉所を行う場合受注者は、事前に監督員へ現場閉所を行う旨の連絡を行うものとする。監督員の押印が必要となるような文書を提出する必要はないが、電子メールなど、後ほど確認できる連絡方法が望ましい。なお、計画外の現場閉所日が次のいずれかに該当する場合は、連絡不用とする。

- ・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・官公庁の休日の場合

(現場閉所日の振替の目安)

事前に猛暑による現場閉所日の振替が可能となる目安は、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などのWBGT値予測においてWBGT値31以上が予想される場合などを想定しているが、監督員によるWBGT31以上の確認や、これを示す書類の提出は不要とする。

7) 週休2日制現場の達成状況は、別添様式1による他、次の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

(参考：確認書類の例)

- ・工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）
- ・企業の休日がわかる書類
- ・CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況
- ・その他、休暇取得状況がわかる書類

(交替制による週休2日制現場)

第4条 「交替制による週休2日制現場」の試行にあたっては、次のとおりとする。

1 対象工事

現場閉所を行うことが明らかに困難な次の工事を対象とする。

- (1) 維持管理工事等、緊急性が高く、休日に作業が必要な工事
(例：夜間、休日などに緊急対応が可能な体制を求める管内一円工事)
- (2) 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所することが困難な工事 など
(例：開通日や出水期などから、施工時期に制約のある工事)

2 用語の定義

(1) 「対象期間」

技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間をいう。下請企業については施工体

制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合の対象外とする。なお、年末年始の6日間、夏季休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

(2) 「週単位の週休2日（交替制）」

対象期間における全ての週において、4週8休以上の休日を達成した状態をいう。

(3) 「月単位の週休2日（交替制）」

対象期間における全ての月において、4週8休以上の休日を達成した状態をいう。

(4) 「休日」

従事する技術者や技能労働者が1日を通して現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外に休日となった場合も含むものとする。

3 交替制の考え方

1) 対象期間中、週に2日間、技術者や技能労働者が交替しながら休日を確保する。

2) 受注者は、全ての技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日が確保できるよう努めるものとする。

3) 「週単位の週休2日（交替制）」、「月単位の週休2日（交替制）」の達成状況は、以下のとおり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）により確認する。

※休日率は、全ての技術者及び技能労働者の平均とする。

① 「週単位の週休2日（交替制）」

対象期間内の休日率は、(技術者・技能労働者の休日数) ÷ (対象期間の日数) で算出し、全ての週において、休日率が28.5% (2日 ÷ 7日) 以上にて達成とする。

② 「月単位の週休2日（交替制）」

対象期間内の休日率は、(技術者・技能労働者の休日数) ÷ (対象期間の日数) で算出し、全ての月において、休日率が28.5% (8日 ÷ 28日) 以上にて達成とする。

4 発注方式

発注方式は、「発注者指定型」とする。

(1) 「発注者指定型」

発注者が発注時に「交替制による週休2日制現場」を行うことを指定する工事をいう。

1) 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に「交替制による週休2日制現場（発注者指定型）」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

(記載例) 当工事は「交替制による週休2日制現場（発注者指定型）」の実施対象工事である。「週休2日制現場の実施要領」に基づき、工事を実施すること。

2) 当初予定価格から「交替制による週休2日制現場（週単位）」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

3) 達成状況を確認後、休日率に応じて補正分を減額補正する。

5 実施方法

(1) 受注者は、工事着手までに速やかに、当該現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日確保する工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。

(2) 工事工程表は、別添様式2により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表と同一とする。

(3) 受注者は、工事工程表提出後、作業状況等の必要に応じて、当該現場に従事する技術者及び技能労働者の休日を変更することができるものとする。

(4) 週休2日制現場の達成状況は、別添様式2による他、以下の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

(参考：確認書類の例)

- ・ 従事者の現場作業状況がわかる書類
- ・ CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況
- ・ その他、休暇取得状況がわかる書類

(間接工事費率等の補正)

第5条 「週休2日」の達成状況に応じ、労務費・共通仮設費率・現場管理費率、市場単価及び土木工事標準単価について、以下の補正係数（森林整備保全事業設計積算要領適用工事、及び土地改良工事積算基準適用工事は、所管の省庁からの通知等による補正係数）により補正する。また、「週休2日」を達成できなかった場合、経費補正は行わない。

(1) 労務費・共通仮設費率・現場管理費率(群馬県県土整備部の率を準用)

	補正係数			
	現場閉所		交替制	
	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日	週単位の週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01	—	—
現場管理費率	1.03	1.02	1.03	1.02

(2) 市場単価(群馬県県土整備部の率を準用)

	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		完全 週休2日 (土日)	月単位の 週休2日	週単位の 週休2日	月単位の 週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキング ブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手 装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型 伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グレーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

(3) 土木工事標準単価(群馬県県土整備部の率を準用)

	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		完全 週休2日 (土日)	月単位の 週休2日	週単位の 週休2日	月単位の 週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者の週休2日制現場の取組に対し、以下表1「週休2日制現場の取組に対する考査項目」により評価する。なお、達成できなかった場合においても、評価は減点しないこととする。

(表1) 週休2日制現場の取組に対する考査項目

評定者	考査項目
監督員	<p>(1) 「2-II 施工状況(工程管理)」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価。</p> <p>(2) 「5-I 創意工夫(創意工夫)」のその他項目で以下の通り評価。</p> <p>■安全衛生</p> <p>その他 理由: <input type="text" value="週休2日制現場の実施"/></p> <p>理由を上記の通り記入し、加点は、</p> <p>【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】</p> <p>評点: 2点</p> <p>【対象期間中、「月単位の週休2日(現場閉所)」を達成できた場合】</p> <p>評点: 1点</p> <p>【対象期間中、「交替制(週単位・月単位共通)」を達成できた場合】</p> <p>評点: 1点</p> <p>とする。</p>
担当係長	<p>(1) 「6-I 社会性等(地域への貢献等)」において、</p> <p>まず、既存の評価対象項目を総合的に判断して「a・a'・b・b'・c」の中から<u>既存項目の評価を行った後</u>、以下の通り加点を行う。</p> <p>「その他 理由」のチェックボックスにチェックをし、以下の通り記入する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 理由: <input type="text" value="週休2日制現場の実施"/></p> <p>加点は、</p> <p>【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】</p> <p><u>既存の評価項目</u>の評価をワンランクアップすることで</p> <p>評点: 2.5点分 を付与する。</p> <p>既存の評価項目が c なら b' (+2.5点)</p> <p>b' なら b (+2.5点)</p> <p>b なら a' (+2.5点)</p> <p>a' なら a (+2.5点)</p> <p><u>既存の評価項目</u>が a の場合は、以下の方法で評価する。</p> <p>「4-I 工事特性(施工条件等への対応)」のその他項目で以下の通り評価。</p> <p>II 作業環境、社会条件等への対応</p>

	<p>「10.その他 理由」に以下の通り記入し、</p> <p>10.その他 理由： <input type="text" value="週休2日制現場の実施"/></p> <p>加点は、</p> <p>【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】</p> <p>評点：2.0点</p> <p>とする。</p>
--	--

附 則

1. この要領は令和7年4月1日から適用する。
2. 令和8年4月1日に一部改定し適用する。